

こども大綱との関係

こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)

根拠:こども基本法
内容:こども施策の基本的な方針や重要事項等を記載。
数値目標及びこども・若者等の状況を把握するための指標を設定。
対象期間:おおむね5年後を目途に見直し
決定形式:閣議決定

具体化

こどもまんなか実行計画2024

根拠:こども大綱
内容:こども大綱の下で令和6年度に具体的に
取り組む施策を中心にまとめた施策集。
「加速化プラン」等で方向性が示されて
いる施策も記載。
施策の進捗把握のための指標を設定。
対象期間:毎年、改定
決定形式:こども政策推進会議決定

実行計画本文

<イメージ>

- ・ II こども施策に関する重要事項
- ・ I ライフステージを通じた重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることと社会全体での共有等

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利保障の認知度を高めつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることについて理解を深め、権利を行使するよう努めることとする。

こども大綱 本文

基本法に関する動画(やさしい版)をこども家庭庁ホームページに公開することで、こども基本法及びこどもの権利保障について広く周知する。また、こども基本法を周知するためのクイズ動画も制作し、学校、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館、青少年センター、こども食堂等において、こども家庭庁職員等による出張講座の開催に向けて取り組む。また、学校や家庭での学習を念頭に、こども基本法の趣旨や内容について、小・中・高等学校のこどもや教員に分かりやすく伝える教育コンテンツを文部科学省等と連携しながら、作成・実施する。【こども家庭庁】

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に関わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に関わるものには、啓発教材などの情報を手軽に入手できるように、情報共有を行うとともに、関係官庁等と連携しながら、研修などを通じて、こども基本法やこどもの権利保障の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて周知を図っていく。【こども家庭庁】

こどもの権利保障の考え方を定め、こども基本法の趣旨や内容を説明した、こども基本法のパンフレットを各地方公共団体(国の庁舎やホームページ)等に配布した。こども基本法に関する動画をこども家庭庁ホームページに公開した。【こども家庭庁】

こども基本法第15条及び関係閣僚会議を踏まえて令和6年度に実施した、こどもの権利保障の趣旨や内容についての認知調査と同様の普及啓発方法の検討のための調査研究を進め、民間団体等と連携しつつ、関係者の認知や内容の普及啓発に広く取り組む。また、おおむね5年後を目途に、令和6年度と同様の認知調査を実施するなどして定期的な認知度を把握する。【こども家庭庁】

学校教育における人権教育の推進
人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定市の指定による実証的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、推進地域教育委員会の担当や教員を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、こどもの権利保障やこども基本法について周知・啓発を行うなどして、こどもの権利を促し人権教育の一層の推進を図る。【文部科学省】

令和6年度に具体的に取り組む 施策を中心に記載

別紙1(工程表)

- ・加速化プランの施策を含め、新規・拡充施策などの重要施策を中心に、工程を記載。

別紙2(指標)

- ・本文に記載した、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標を整理。

(例)

- ・日本人学生等の海外留学生数
- ・子どもの学習・生活支援事業実施地方公共団体数
- ・スクールカウンセラーが相談を受けた児童生徒等の人数
- ・意見聴取の実施数(こども若者★いけんぷらすのいけんひろばの実施回数)(累計)